

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名
特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク福祉調査センター

②評価調査者研修修了番号
SK2025045
SK2025033

③施設名等	
名 称：	児童養護施設 公德学園
施設長氏名：	山田 祥隆
定 員：	45名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	東大阪市新家3丁目7番8号
T E L：	06-6781-0236
U R L：	https://koutokugakuen.org/
【施設の概要】	
開設年月日	1923/11/15
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 公德会
職員数 常勤職員：	27名
職員数 非常勤職員：	10名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	4名
有資格職員の名称（イ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（ウ）	看護師
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（エ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（オ）	保育士
上記有資格職員の人数：	12名
有資格職員の名称（カ）	児童指導員
上記有資格職員の人数：	11名
施設設備の概要（ア）居室数：	36室
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針
基本理念： 「仏教の慈悲の精神」のもと、子どもたちの人格を尊重し安心感が得られる生活の中で、社会の健全な一員として自立を計れるよう生活創造と自己実現への援助を行う事を理念として掲げる。また、昨今の情勢に鑑み、より家庭的な環境での養育を目指し、「子どもに寄り添い子どもとともに歩む」養育を行う。指導指針としては、自分の生活と心を大切にする子ども・仲間の生活と心を大切にする子ども・主体的に生きる力を持つ子どもを目指す。

⑤施設の特徴的な取組
・施設の小規模化・小舎化に向けた建て替え準備と共に、施設定員の縮小を進めている。 ・建て替え前の今ある建物の中で、子どもたちの部屋の個室化、少人数化を工夫して進めている。 ・小規模グループでは、家庭的雰囲気を出すために、グループごとに献立を作成し、食事準備、食事をしている。また、中舎グループにおいても、先々の小規模化へ向けて週に一度、グループ内で調理、食事をしている。 ・法人理事長を兼務する施設長に代わって、リーダー職員たちの広範な施設運営への頑張りが施設の支えとなっている。リーダー職員に勤続年数20～30年の経験豊富なベテランを数名配置し、子どもの生活支援・家庭支援・職員の指導・育成全般を力強く牽引している。

⑥第三者評価の受審状況	
評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2025/7/19
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2026/5/13
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和4年度（和暦）

⑦総評

（設立）

- ・大正12年11月、観音寺住職山田霊祥氏が少年審判により保護が必要とされた少年を養育するための施設として「大阪少年公德学園」を東大阪市に設立し、昭和26年児童福祉法による養護施設に転換するとともに、同27年に社会福祉法人に改組している。施設長は代々住職が務めている。また、昭和45年に社会福祉法人公德会に名称変更（以下、「法人」という。）するとともに、保育所「マーヤ保育園」を同地域で開設している。

（児童養護施設として、家庭的環境を保持するための小規模化・多機能化に向けて）

- ・小規模化・多機能化に向けて、近い将来に施設の全面改築を計画している。
- ・家庭的養護への対応として、当面は子どもの入所定員を減らしており、空き部屋を利用して子どもの居室を個室化しようと工夫をしている。
- ・近隣2市と委託契約を結び、レスパイトや家族の入院、出産等に対応する子育て短期支援事業（ショートステイ）を行っている。

（特に評価の高い点）

- ・中・長期事業計画、単年度事業計画、事業報告について、基本方針・施設整備・施設運営・職員研修・地域共生等の主要な項目ごとに実施状況の概要が記述され、ホームページ等での情報公開、施設での記録の保存が適正に行われている。
- ・職員の資質向上のための階層別職員研修計画も、研修内容・目指すスキルアップの目的を明確にした形で立案され、階層ごとに研修受講の割り当て、研修記録の作成・伝達研修での活用等も確実に行われている。
- ・ベテランのリーダークラスの職員が高いスキルと長年の経験を活かして業務運営全般を安定的に担っており、支援計画の振り返り・改善にも強いリーダーシップを発揮している。子どもたちの生活しやすい環境の維持につながっている。
- ・高校卒業後の進学先に介護専門学校を希望する児童もあり、将来目標を明確に持った成長につなげる支援の仕組みができています。
- ・元々は中舎施設であるが、工夫して個室化を図るなど、子どものプライバシーを守る努力をしている。
- ・少人数グループでの生活の中、担当職員が年1回「生活能力調査表」を用いて、子ども一人ひとりの基本的生活習慣・健康・経済観念・社会性・自己確立・対人関係・学習等の項目ごとに社会規範や生活技術の達成度を詳細に確認し、毎年の支援計画の策定・見直しに反映する仕組みができています。

（改善が求められる点）

- ・施設の基本的な運営方針・行動規範の職員への伝達、養育・支援の充実に向けたPDCAの取組、職員の自己評価や定期的な面談等への施設長の主体的な関わり、施設運営面へのリーダーシップのさらなる発揮を期待する。
- ・大阪府の補助金を活用した職員増強、施設の高機能化・多機能化の検討を進め、現在、さらに充実した養育環境・働きやすい施設となることを期待する。
- ・子どもたちが職員を「先生」付けで呼んでいる姿が散見されるが、家庭的な養育環境を推進していくうえでは最適ではないと考えられる。施設は職員の努力で温かさ・快適さが維持できている状況であるので、この点の改善を期待する。
- ・施設のパンフレット類が更新されておらず、施設の定員、施設の役割等、現在と相違する箇所が見受け見られるので、早急な対応を望む。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

・受審結果を受け、①早急に改善できるところ②短期で改善に向けて検討していくべきところ③中長期で改善に向けて検討していくべきところを精査し、より子どもたちの養育が質の高いものになるようにしていく。子どもたちの最善の利益を追求すべく施設運営を行っていく。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【コメント】 ・理念・基本方針は、法人の中・長期計画や施設の単年度の事業計画、パンフレット「児童養護施設公德学園 100年の歩み」、ホームページ等に記載されている。 ・理念・基本方針は、行動規範等の中でも位置づけられ、新任職員研修の内容に織り込まれるなど、職員に様々な場で周知されている。また、保護者に対しては面会室に掲示している。 ・子どもに対しては、理念・方針に書かれている内容をこどもの権利ノート等を使って、折りにふれ説明している。	

2 経営状況の把握

（１） 経営環境の変化等に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】 ・施設の小規模化・小舎化に向けて、施設の建て替えの準備が進められている。 ・少子化・家庭的養護の方向性に関するデータ分析が、総務部門によってしっかり行われている。 ・東大阪市の「子ども子育て会議」に統括主任が出席しており、中核市としての今後の行政のニーズや動向を把握している。 ・リーダー職員に勤続年数20～30年程度の経験豊富なベテラン職員を数名配置し、幅広い視点から経営サポートを担える体制を構築している。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	c
【コメント】 ・毎週のリーダー会議で方向性を確認したうえで経営課題の共有を進めているが、課題解決に向けての施設全体の合意形成や実行スケジュールの共有の仕組みが不十分な点が見受けられるため、今後は具体的な改善を望む。 ・中舎から小舎への段階的な移行に必要な建物構造上の課題はすでに様々な工夫によって改善されつつある。 ・人材育成は、階層別研修がほぼ計画どおり行われているが、施設長クラスを対象とした「5級 後進指導BⅡ」の研修予定日が未定となっており、この研修の確実な実施を望む。	

3 事業計画の策定

（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【コメント】 ・施設の小規模化に向けて、調理・食材購入方法の変更、入浴場所の変更、グループ運営費の予算執行権限の見直し、職員配置の段階的な変更等の具体的な短期計画が示されている。 ・中・長期計画の中の「施設の小規模化及び家庭的養護推進計画」に定める里親支援体制の強化、アフターケア機能の充実等についても、単年度の事業計画の中に取り込んで継続的に取り組むことを望む。 ・小規模化に伴い、分園型小規模グループホームの全室を個室にし、職員体制も見直すことを計画している。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
【コメント】 ・中・長期計画で定める項目の多くが単年度事業計画で具体的に詳しく記されており、いずれも実行可能な内容になっている。 ・単年度事業計画で数値目標が書かれている項目は少ないが、事業報告書には具体的な取組成果が書かれ計画との違いが分かるようになっている。 ・決算会計処理は、公認会計士の監査を受けて適切に行われている。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【コメント】		
・施設の小規模化・小舎化に向けての具体的計画は実務経験の長いリーダー職員が中心となって策定していることから現実味があふれる内容で職員間で共有しやすい内容となっている。今後の具体的実施においては、職員全体の合意形成や施設長の決裁手続の迅速化により確実な実施を期待する。 ・毎年、事業計画の策定にあたり総務部門が原案に対する職員の意見を集約しているが、それらの意見の取捨選択による事業計画のブラッシュアップに関する施設長の積極的な関与の機会が見受けられない状況であり、この点の施設長の主体的な関与、積極的な意見表明の姿勢を期待する。		
②	7 事業計画は、こどもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
【コメント】		
・事業計画の概要は、ホームページに掲載しているが、保護者への周知の取り組みは十分ではない。 ・保護者参加の行事等への保護者への案内は、年3回「学園だより」を発行して保護者の参加を促しているが、さらなる参加を促す行事实施・周知方法の工夫を期待する。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【コメント】		
・事業計画の項目に沿って年度末の実施結果を事業報告書に記載しているが、施設長・リーダー職員以下職員間で課題抽出→改善策の検討→改善策の次年度計画への反映といったPDCAの仕組みを窺うことができなかった。経験豊富なリーダー職員が中心となって、職員全員を巻き込んだ養育・支援の質の向上に向けた組織的な改善活動の取組を期待する。 ・自己評価は、第三者評価が行われる年には第三者評価機関の調査に先立って行われているが、今後、施設長以下職員全員がそれぞれの日常の取組を評価・反省し養育・支援の質の改善につなげる取組を継続的に行うことを期待する。 ・職員研修の計画書、受講報告書は完備しているが、研修報告書は施設内の伝達研修に活用するには内容の記録が不十分なため、より詳細な内容の記録を作成することを期待する。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【コメント】		
・施設運営は実務経験の長いリーダー職員が中心となって担っていることが強みである反面、長年の積み重ねてきた養育・支援の方法を見直すことは合意形成に時間を要することが弱みでもあり、この点はリーダー職員も危機感を持っていることが窺える。今後、自己評価・第三者評価結果に基づく組織全体での改善活動の息の長い取組に、施設長の強力なリーダーシップを期待する。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	c
【コメント】		
・施設長は、運営実務全般を担うリーダー職員との恒常的な意思疎通の様子は窺えなかった。自己評価・第三者評価結果に基づく組織全体での改善活動の取組に、施設長の強力なリーダーシップを期待する。 ・施設長は、施設の経営・管理運営に関する自らの方針を定期的に書面や口頭で職員に伝え、施設の目指す方向性について職員全体で共有することを望む。 ・有事の場合や施設長不在時の対処については、経験豊富なベテランのリーダー職員が実質的に協同して問題なく対応しているのが実態であるが、施設長の職務分掌とリーダー職員への権限委任等についてを文書化・明確化することで責任体制の一層の明確化を望む。 ・施設の定員数を考慮すれば、施設長の経営・運営管理をサポートする役職者を配置することも一案であり、就業規則では管理監督者として副施設長の職位も明記していることも考慮し、今後の職位配置の検討を期待する。		

②		11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	c
【コメント】			
・施設長は、建築業者・物品取引業者等出入りする取引先と直接接することは少ないが、適正な関係を保持している。 ・施設長は、全国児童養護施設協議会が主催する「施設長研修」（2年に一度）は受講しているが、他の研修への参加は少ない。施設の研修計画に定める施設長クラスを対象とした「5級 後進指導BⅡ」をはじめ、積極的に研修受講し、経営管理能力をより一層高めることを望む。 ・法令改正や国の児童養護運営ビジョン改定等について職員に周知された形跡は窺えず、今後、職員への法令遵守の意識浸透に向けた施設長の積極的な働きかけを望む。			
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。			
①		12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	c
【コメント】			
・サービスの質の向上については、令和7年度事業計画でも、「サービス提供方針の明文化・職員への浸透」「サービス提供・体制について自己点検」「業務手順の見直し」「第三者評価受審」等の大枠の取組項目が明記されているが、施設長が評価・改善に積極的に関わっている様子は窺えなかった。今後、職員のサービス品質向上のモチベーションアップを図るためにも、施設長の積極的な研修受講と職員への伝達、評価・改善の検討のステップでの指導力の発揮を望む。			
②		13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	c
【コメント】			
・施設長が業務の実効性向上に向けての働き方改革、要員配置検討等に関わっている様子は窺えなかった。児童養護をめぐる国の方針の変化も踏まえ、施設長の経営改善・業務の実効性向上への積極的な関わりを望む。			

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果	
①		14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【コメント】			
・人材確保については、事業計画でも実習生の受入れ、職場体験(大阪府社会福祉協議会事業)の受入れ、ボランティアの受入れ、施設ホームページを通じての施設の広報等の取組を行っている。これらの方策が効果を発揮するよう明るい魅力的な職場作りに努めることを期待する。 ・現在は事情により大阪府単独の加算措置を利用しての職員採用増を中断していると窺っているが、今後の専門人材の不足を考慮すれば早めに利用再開することを望む。 ・大学非常勤講師を兼務する職員の1人が保育士の育成に携わっているため、入職につなげることを期待する。			
②		15 総合的な人事管理が行われている。	c
【コメント】			
・令和7年度事業計画に、「人材育成、適切な人事・労務管理の実践」を掲げ、公平・公正な人事制度の構築、経営理念やサービス目標に基づいた人材育成、労働関係法規の遵守と適切な労務管理等の取組を明記し、管理・給与に関する規定は整備されている。 ・勤続年数が約20年以上の「5級」職員も10名程度在籍し、リーダークラスの管理職へのキャリアアップの道筋が一定程度整備されていることが窺える。ただ、社会福祉士等の資格を取得しても、給与面でのメリットは少ないとの職員意見も伺っており、法定資格取得をはじめスキルアップの成果を処遇に反映するなど、職員のモチベーションアップにつながるような人事・給与制度の改善に期待する。			

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
【コメント】		
・職員の休日は就業規則では毎週1日と4週に2日の4週6休体制で、勤務時間は職種ごとに多様な休憩時間のパターンを組み込んで設定している。職員数が潤沢な状況ではなく、職員一人ひとりの希望に沿った年次有給休暇の取得に苦労しているが、ほぼ100%取得出来ていると伺っている。 ・職員のメンタルヘルスのため、心理職職員が様々な悩みを抱える職員の相談にきめ細かく応じている。 ・職員の福利厚生制度として、事業計画には共済会の各種事業の紹介、職員の集い(互助会)等を通じた職員の親睦、誕生日祝金・記念日祝金・正月一時金の支給等のメニューが記されているが、職場環境・勤務制度・福利厚生など職員の満足度を定期的に把握・分析し、働きやすい魅力ある職場づくりを行い、結果的に子どもたちの健全な成長に好影響を与えるような仕組み作りを期待する。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
【コメント】		
・法人の事業計画には、「行動規範」として、人権の尊重・サービスの質の向上・地域との共生・コンプライアンスの徹底、人材育成・ガバナンスの確立等の項目が明記されているが、これらを職員一人ひとりがあるべき姿をイメージしやすい「期待する人間像」の周知までには至っていない。 ・階層別研修等、職員の資質向上への体制作りは十分に行われている。 ・職員の年度当初の自己目標設定と年度末と反省・評価は行われているが、中間に行われることは無く、施設長による都度の面接も実施に至っていない。目標設定時の施設長の助言、反省・評価時の施設長の指導・ねぎらい等も確実に行うことで自己評価制度が形骸化しないよう、施設長と職員の気持ちが通じ合う運用を期待する。		
	② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
【コメント】		
・新任職員の育成は、先輩職員がマンツーマンで指導し、その習熟度を踏まえて入職半年経過後に配属先・担当先を決定する育成方法を採用している。 ・児童養護施設での心理職経験の長い大学教授をスーパーバイザーに迎えて、年1～2回教育とアドバイスを受ける機会を設けている。 ・職員の外部研修は、すべての職員が公平な受講機会が保障され、研修報告も完備されている。 ・「期待される人間像」が職員に具体的イメージを持って浸透されていないので、国家資格取得のインセンティブが不十分な状態である。この点の改善を強く望む。		
	③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
【コメント】		
・職員の外部研修は、すべての職員が公平な受講機会が保障されている。 ・社会福祉士の国家資格取得者は他施設に比べて多いと思われるが、資格に相応しい業務付与や人事処遇等については特段の方針が出されておらず、そのことが職員の資格取得に向けた自己啓発意欲の向上につながっていないことが窺える。施設としての国家資格取得者の有効活用と処遇改善についての早急に検討することを期待する。 ・児童養護施設での心理職経験の長い大学教授をスーパーバイザーに迎えて、年1～2回教育とアドバイスを受ける機会を設けている。		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
	① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
【コメント】		
・実習担当職員を設けて、受け入れ実習校との連携を行っている。 ・心理士を希望する学生も来る。そのための実習マニュアルも作成されている。 ・保育士希望の学生が大半であるため、社会福祉士資格取得希望の学生への実習内容の検討までは行われていない。国家資格取得者の活用検討・処遇改善の取組とあわせて、資格取得希望者への実習内容の標準化も期待する。 ・実習担当職員は、「しかくの学校ホットライン」の「社会福祉士 実習指導者講習」を受講することで、高いレベルの指導力を発揮することが期待される。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【コメント】		
・法人の事業計画では、「行動規範」として「透明性、公平性の確保――経営者は自ら経営の透明性・公平性を高める姿勢を明確にし、実効あるものとする組織づくりを推進します」と謳っている。 ・事業計画、事業報告、財務諸表、第三者評価の受審状況等は、施設のホームページで公表している。 ・施設では「学園だより」を施設のホームページに年3回掲載し、保護者・関係機関等に施設や子どもたちの状況を周知している。これにより、地域の個人・団体から寄贈の問い合わせも度々来ていると伺っている。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】		
・経理・取引等に関して公認会計士の監査等を定期的に受け、職員の労務管理・福利厚生に関して社会保険労務士の助言も受け、適法・適正な業務運営を確保している。 ・施設における諸ルール of 周知等は、経験豊富なリーダー職員が行っており、職員からの問い合わせにも迅速に対応している。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
【コメント】		
・法人・施設の中・長期計画、単年度事業計画とも、「行動規範」として「地域との共生」を掲げ、地域福祉の増進、地域との協働、地域に開かれた施設を目指して取り組むこととしている。ただ、施設の創設母体が地域に根ざした歴史の長い寺院であるものの、施設自体は措置入所施設であるため地域との関わりは多くない状況であり、施設が法人内保育園と同等の社会的存在価値を持っていることを地域に積極的にアピールすることを期待する。 ・地域の祭りに施設の子どもや職員が参加している。 ・隣接する小学校との交流は、教員・施設職員間の交流会の定期開催や新任職員の都度の訪問を実施している。また、施設の地域向け行事に小学校の教員や子どもたちを招待したり、小学校の校庭開放事業では、施設の子どもたちが参加して校庭で遊んだりしている。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【コメント】		
・施設の中・長期計画における「行動規範」のなかで、「地域との共生――地域福祉の増進――ボランティアの受け入れ」を明記している。 ・コロナ禍以前は、空手・ピアノをなどを教えてくれるボランティアの受け入れを行っていたが、現在は学習ボランティアと学生ボランティア団体のみを受け入れている。施設の令和6年度事業報告書では、4団体延べ69回のボランティア受け入れ実績あり、と報告されている。施設の実態を理解してもらうためにも、コロナ禍以前のようにボランティアの受け入れを積極的に進めてゆくことを期待する。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
【コメント】		
・子どもの養育・支援に関係する社会資源の資料は作成されている。 ・中核市である東大阪市市役所、児童相談所や同業施設の関係者が集まる河内会などとの定期的な連絡会・勉強会を持っている。 ・施設は子育て短期支援事業(ショートステイ)等、地域の福祉ニーズに対応した事業も実施しており、今後も地域の関係機関と連携し、施設の持つ幅広い社会資源を地域社会に利用してもらう取り組みを進め、「地域に施設が有ってよかった」と思われるような関係の構築努力に期待する。 ・東大阪市内には、イギリスに本部のある有名な国際里親開拓支援団体等もあるので、連携を深めて施設の里親開拓・支援のスキルを高めていく取り組みを期待する。		

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	c
【コメント】		
・施設長は、地域の保護司を務めているが、施設の持つ社会的資源の地域ニーズへの活用といった観点からの積極的な働きかけは窺えなかった。 ・リーダー職員は、関係機関との勉強会などに参加して、人的交流に努めている。		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
【コメント】		
・施設の令和6年度事業報告書では、地域に向けた公益的な取組として、子育て短期支援事業(ショートステイ)、施設の一般開放による地域交流イベントの開催、小中学校地区活動・地域防犯・青年会活動等の継続的な取組が報告されている。ただ、施設周辺は長年居住している住民が多く、急速に増加した新住民との融合が困難な状況の中、施設としても地域ニーズの把握に苦労している旨伺っている。 ・震災時への対応は、地域からあまり求められておらず、地域住民向けの食料や備品等の備蓄対応は行っていない。施設に隣接する施設創業家が運営する寺院の井戸水は飲料水としての提供は水質面で難しいが、防火用水としての活用は可能だろうと伺っている。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 こども本位の養育・支援

(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
【コメント】		
・子どもの養育・支援等に関する綱領や規定、職員研修等のしくみは十分出来ている。 ・施設内研修として階層別、人権、処遇、OJTの各研修が綿密に行われている。子どもの尊重や・子どもの権利宣言等に関して、各舎のグループ会議やリーダー会議等で研修が計画的に行われている。今後、これらの研修の成果として、子どもの尊重や基本的人権の配慮についての意識の浸透・日常業務での実践状況等について定期的に把握・評価し、必要な改善につなげる取組みを期待する。		
②	29 こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
【コメント】		
・施設は本園の建替え、地域小規模施設設置を計画しているが、現在の本園は大規模改修を行ってはいないもののもととが大舎の建物であるため、子どものプライバシーを守るために、施設定員を減らし極力居室の個室化をする工夫をしている。また、寝室は個室、勉強部屋を共有にするなど工夫をして限られた資源を活用している。 ・子どもの年齢によって、自主性の尊重とプライバシー保護の観点から、職員がむやみに私物を整理したり触ったりすることの無いよう気を配っている。 ・子どもから自分の生い立ちなどの開示を求められたときのプライバシー保護に配慮した対応についても準備が出来ている。		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
【コメント】		
・施設を紹介する資料として、冊子「児童養護施設公德学園 100年のあゆみ」、パンフレット「公德学園のあらまし」、広報誌「学園だより」等を揃えており、施設入所前の子ども・保護者等への説明に活用している。施設見学の要望にも丁寧に対応している。 ・広報誌「学園だより」は広報委員会を設けて年3回発行して、出来るだけ保護者や子どもの自己決定につながる情報を掲載するよう努めている。 ・障がいを持った方や外国人の方に配慮した施設紹介資料は無いので、今後の検討を期待する。		

②		31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
【コメント】			
・施設入所の際の子どもや保護者等へは、児童相談所で説明の場を設けたり、施設訪問時に丁寧に説明するなど、十分に納得してもらえるよう心掛けている。 ・入所前・入所後の養育・支援に関する子どもや保護者等とのやりとりや合意した内容等は、ケース記録等文書に残している。 ・障がいを持った方や外国人の方に配慮した施設紹介資料は無いので、今後の検討を期待する。			
③		32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
【コメント】			
・退所後のアフターケアについて、退所後の相談窓口は子どもの最終担当者としていること、相談時の電話番号を子どもや保護者等にも伝えている。 ・支援の継続の必要性は十分認識しており、アフターケアの体制は整えている。			
(3) こどもの満足の向上に努めている。			第三者 評価結果
①		33 こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
【コメント】			
・子どもたちの意見を聞く「茶話会」を各グループで定期的に行っている。出席した職員が把握した子どものニーズを取りまとめ、職員会議で報告して全職員で共有している。 ・栄養士による食事の嗜好調査を定期的に行っており、メニューに反映している。 ・各グループでは、子どもたちのニーズを把握し、施設の栄養士の指導の下、日々の献立を作成している。子どもたちの満足度を高めるため、嗜好に合わせて、季節の食材を使用するなど日々改善している。また、調理食材の買い出し、調理を各グループで行うことで子どもたちが手伝いをする機会を設け、自立への一助としている。			
(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。			
①		34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
【コメント】			
・意見箱はみんなが通る場所1ヶ所に設置されていて、投書する際に周囲の目を気にしなくてもいいように配慮をしている。 ・苦情解決体制は主任が担当者として構築されている。週1回のリーダー会議で解決策について協議・決定している。内容によっては第三者委員に報告し、指導・助言をもらうこともある。 ・苦情解決の仕組みは子どもや保護者等が利用する面談室に掲示されている。施設長が苦情解決の総括の責任者であることや責任者が果たすべき役割について、子ども・保護者・職員が共通認識できるよう体制図や解決の役割フローを作成・周知することを期待する。 ・昨年度の2件の苦情内容や解決結果等の記録等は適切に管理されている。			
②		35 こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	a
【コメント】			
・施設の令和7年度事業計画に「縦割り・小集団の長所である年長児と年少児・幼児間の情緒的な相互作用(思いやり)を生かしながらグループ運営を図ります。」とあり、子どもたちがグループ内で心を開いて生き生きと自己表現し、家庭的雰囲気のもとで成長できる環境を目指すことを謳い、施設全体で家庭的な雰囲気を保つことに重きを置いている。 ・子どもたちが気軽に意見を表明できるように意見箱をみんなが通る場所1ヶ所に設置されていて、投書する際に周囲の目を気にしなくてもいいように配慮をしている。 ・子どもの相談には心理士も担当し、相談室に相談担当の心理士の予定表を掲示している。 ・子どもが一時帰宅から帰ってきた時には、子どもの担当者だけでなく心理士も子どもの感情の変化をつかみ丁寧な対応をしている。			
③		36 こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
【コメント】			
・意見箱に投函された子どもたちの意見への対応に関するマニュアル類は特に整備されていないが、定期的に意見箱を開封する主任が毎週のリーダー会で報告をしている。また、月1回の職員会議で対処法の検討がなされている。 ・意見の内容や検討結果を児童記録の共有欄で記録に残し、職員間での共有も図られている。			

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
【コメント】		
・事故対応マニュアルは作成されており、職員が見やすいところに置かれている。 ・ヒヤリハットは、記録するチャイルドノートを簡単な様式にして、職員が気付いたことを記録しやすいようにして積極的な記入を促している。 ・ヒヤリハットは月1度の職員会議で報告されることで職員全員が共有をし、重大事故の未然防止の意識の浸透につながっている。		
②	38 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
【コメント】		
・コロナ禍のピーク時は、正看護師の指揮のもと、リーダー職員が中心となって施設全体をゾーン分けをして感染拡大防止に努めた結果、小規模発生で収束させることができています。 ・ノロウイルスや0-157ウイルスなど感染症対応マニュアルが作成されており、施設内研修会も行われている。 ・感染症対応マニュアルのさらなる充実に加え、「感染症対応事業継続計画（BCP）」の定期的な見直しを行い、あらゆるリスクを想定したリスクマネジメント体制の強化を期待する。		
③	39 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
【コメント】		
・施設の災害対応事業継続計画（BCP）は策定中であり、施設内自主防衛組織を作り、月1回避難訓練等実施している。 ・地域防災の観点からの地域住民との合同訓練までは行われていない。新住民の増加で防災対応面での地域のコンセンサス確立は難しい事情は理解できるものの歴史が長く地域資源である施設が中心となって、地域・地域住民と一体となった防災対策の充実を期待する。 ・非常災害時に施設として必要となる水・食料等の備蓄は行っており、定期的に点検もされている。		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
【コメント】		
・標準的な業務の実施方法は、「業務のしおり」として整理・データ化され、全職員が閲覧可能な業務マニュアルとして文書化されている。 ・「業務のしおり」には、子どもの尊重やプライバシーへの配慮、適切な言葉遣いなど、支援の基本姿勢や具体的な実施方法が明記されている。 ・施設内研修では、人権研修は全職員を対象としている。また、職員の経験年数や役割に応じて1級から5級までの階層別研修が体系的に実施されている。 ・研修の受講状況は一覧表で把握・管理され、標準的な実施方法の理解と実践が職員間で共有される仕組みがある。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
【コメント】		
・「業務のしおり」に基づく支援の実施状況について、職員会議等の場を通じて継続的に報告・検証・改善の検討が行われている。 ・年度末には実施内容の整理と振り返りを行い、課題や改善点を明確にしたうえで、次年度に向けた実施方法の見直しを協議し、必要に応じて「業務のしおり」へ反映している。 ・朝礼や各種会議を通じて、支援マニュアルが子どもの状況や実践に即したものとなっているかを定期的に確認・検証し、改善に努めている。 ・支援計画には子どもの意見を反映するための記載欄を設け、子どもたちの意見を聞く場である「茶話会」等を通して聴き取った子どもの声を支援内容の見直しに活かしている。外出時間の変更に関する子どもからの申し出について検討を行い、生活ルールの改善につなげたケースなどである。		

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
【コメント】		
・支援計画は担当職員が作成し、統括・主任リーダーの確認を経て、施設長まで共有される体制が確立されている。 ・子どもの状況や意向は記録として適切に管理され、年度中間および年度末に計画の見直しが行われている。 ・生活支援は小規模・小舎単位で実施され、生活能力調査表を活用した分析により、子どもの生活状況や気持ちを把握しやすい仕組みになっている。 ・支援困難ケースについても、専門職も入った多職種連携による支援会議や処遇困難事例検討会議を通じた組織的な対応が行われている。 ・日常的に得られる子どもの意見を、さらにより計画的に支援内容へ反映するための工夫を望む。		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
【コメント】		
・自立支援計画は、年度中間および年度末に職員会議において見直しが行われており、年度末には担当職員が生活能力調査票を活用し、子ども一人ひとりの生活能力の確認を行っている。 ・職員会議では、自立支援の成果や計画の進捗状況について検討が行われ、その内容は支援記録に反映され、全職員で共有されている。 ・日常生活の中で子どもの意見を聴く取組は実施されているが、子どもの意向をより明確に整理したうえで、生活能力調査票による分析結果と自立支援計画の達成度を関連付け、反映していくことが望まれる。		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
【コメント】		
・施設の現況調査票を活用し、子ども一人ひとりの個人ファイルが作成され、適切な管理を行なっている。 ・パソコンによる支援記録は内容ごとに整理され、個人ファイルを含む各種データ資料についても、全体像を把握しやすい構成となっている。記録は、日常の支援や検討の場において実用的に活用されていることを確認できる。 ・職員は記録処理に関する研修を受講しており、ICTを活用した記録システムを十分に理解したうえで活用できる体制を整えている。 ・各種データ資料は心理職・看護職・給食部門等の部門別会議や各種会議資料としても有効に活用されており、情報共有の促進および多職種連携に資する記録体制を構築している。		
②	45 こどもに関する記録の管理体制が確立している。	b
【コメント】		
・子ども一人ひとりの個人ファイルおよびパソコン内に保存された支援記録については、個人情報として適切に管理されており、閲覧および使用は職務上必要な職員に限定するなど、個人情報保護に十分配慮した管理体制を整えている。 ・就業規則・服務規定においては服務心得や禁止行為の条項で情報の守秘義務について定めており、違反時の制裁についても明記しているが、今後はこれらに加え、個人情報保護に特化した規定についても、より明確に位置付けていくことを望む。 ・職員は個人情報保護の重要性について暴力防止プログラム（以下、CAP）を受け理解している。子どもに対してはCAPや権利ノートを活用し、日常生活の場面に応じて説明をしている。 ・子どもの個人情報保護の取扱いに関する保護者に対する説明は、現状では子ども家庭センターによる説明に止まっていることから、今後は施設としての保護者への説明のあり方について今後の検討を期待する。		

内容評価基準（24項目）

A－1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) こどもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
【コメント】 ・職員および子どもを対象に、子どもへのCAPワークショップを実施し、子どもには「安心・自信・自由」の権利があることを伝えている。階層別研修の中に「子どもの権利擁護」のメニューを盛り込むとともに、全職員を対象とした人権研修を年2回、処遇研修を年4回実施している。 ・子ども一人ひとりの処遇担当者を定め、小規模グループ運営体制計画書を作成、子どもの些細な変化や異変を感じ取れるように努めている。また、リビングで子どもたちが共に過ごす時間を意識的に増やし、茶話会を開催するなど日常的なコミュニケーションを大切にした共同生活を行っている。 ・法人の創業家は代々浄土宗寺院の住職であるが、年間スケジュールや日常生活に宗教色を取り入れることはなく、子どもの思想・信条の自由に配慮した運営を行っている。	
(2) 権利について理解を促す取組	
① A2 こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
【コメント】 ・子どもは施設入所時に子ども家庭センターから「権利ノート」の説明を受けていることが前提ではあるが、施設入所後も生活場面に即して子どもの権利について都度説明している。 ・職員および子どもを対象にCAPワークショップを実施し、「安心・自信・自由」の権利について伝えている。併せて全職員に、子どもの権利擁護も含む人権研修・処遇研修を実施している。 ・日常生活場面においては、グループでの共同生活を通して、自分と他者の双方の権利を大切にすることを伝えている。 ・今後の課題として、子どもの年齢や発達段階に応じて、特に中学生・高校生以上を対象とした権利擁護に関する研修教材の整備を望む。	
(3) 生き立ちを振り返る取組	
① A3 こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
【コメント】 ・子どもが「自分の生き立ちを知りたい」と感じる気持ちを大切に、そのタイミングを見極めた上で事実を伝えることを基本的な考え方としている。 ・子どもに事実を伝える際には、子どもの年齢や発達状況に応じた伝え方についてリーダー会議で検討し、職員間で共通理解を図っている。 ・子どもに事実を伝えた後には、担当職員が子どもと十分に話し合う時間を設け、「思い出の場所」や「関わった人」を訪ねるなど、子どもの思いに寄り添いながら気持ちを受け止める支援を行っている。 ・年度ごとに写真等を用いて子ども一人ひとりの生活の様子を個別のファイルにし、継続的に整理・保管し、退所時に本人に手渡している。	
(4) 被措置児童等虐待の防止等	
① A4 こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
【コメント】 ・就業規則の服務規定には、職務の公共性と社会的使命の重要性を明記するとともに、違反時の制裁規定を定め、職員の倫理意識の向上を図っている。 ・職員研修では、階層別中堅研修において「生と性への理解」1年間で6回の継続研修を実施している。 ・子どもに対してはこどもへの暴力防止プログラムワークショップを年齢別に行い、「安心・自信・自由」の権利について伝えている。 ・子どもに対する虐待事案発生時の助言・指導を受けるため第三者委員を設置しており、子どもたちには権利ノートの通告用はがきなどによる第三者委員への相談手段があることを周知しているが、施設独自の説明資料を作成して掲示し、子どもたちがいつでも目に留まり行動を起こせるための環境の整備を望む。	

(5) 支援の継続性とアフターケア		
① A5 こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。		a
【コメント】		
・入所時には、出来る限り職員が子ども家庭センターに出向き、担当職員等が子どもと面談を行い、入所後の生活について事前に見通しを持てるように丁寧に説明して、不安軽減と関係づくりに努めている。 ・コップ・茶碗・箸などの生活用品を事前に用意し、入所後の配属グループにおいて安心して生活を始められる環境を整えている。また、同じグループ内の子どもと話し合うことで（迎え入れ）安心できる居場所であることを伝えている。 ・入所時にはこれまでの人間関係を一律に断ち切ることなく、子どもの状況や意向を踏まえた継続可能な関わり方について話し合いを行っている。 ・里親などの委託は現在実施していないが、各グループのリーダーを中心に、担当職員が家庭復帰への移行期に継続して向き合う体制を整えている。		
② A6 こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。		b
【コメント】		
・退所後の生活を見据え、自立支援ソーシャル・スキル・トレーニング（SST）を活用した訓練や研修の機会を設けるとともに、在所中からアルバイト経験を通じた就労準備・自立に備えた貯蓄を勧めている。 ・進学に向けては、学校の担当教員とも相談したうえで措置延長を活用した進学支援にも取り組むことで、段階的な自立支援を図っている。 ・退所後については、退所時の担当職員が子どもと連絡を取り、就職先での人間関係や金銭管理等に関する相談に応じている。子どもが施設近隣で生活している場合は、面会を兼ねた家庭訪問を実施し、生活の自立を見守る支援を行っている。 ・退所者が施設を訪ねてくる際には顔なじみの職員が対応しているが、今後は専用の相談窓口の設置や、施設行事等を活用した退所者同士が集える機会、在所児童との交流の場を設けることを期待する。		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
① A7 こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。		a
【コメント】		
・子どもへの理解を深める取組として、新任・中堅職員研修に「子どもへの支援」を盛り込むとともに、全職員研修において年間3回「子どもと育つ」をテーマとした研修を実施している。 ・支援会議には臨床心理士やリーダー職員、該当グループ職員が出席し、子どもの成育歴を踏まえ、支援に困難さを感じるケースについて具体的な支援方法の検討と実践、経過の振り返りを行っている。 ・処遇困難事例検討会議を設け、精神科医からの助言を受ける体制を整えるとともに、児童養護施設での心理職経験が豊富な大学の心理学部教授による講義や日々のケアに関する相談の機会を設けている。 ・今回の利用者アンケートにおいて、子どもと職員との関係が概ね良好であることを確認している。		
② A8 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。		a
【コメント】		
・子どもの基本的な要求の充足に向けた取組として、全職員を対象に「子どもと育つ」と称した研修を実施し、子どもの発達や生活への理解を深めている。 ・担当職員は年度末に、子どもの詳細な成育状況を把握するため、基本的生活習慣や健康・経済観念・社会性・自己確立・対人関係・学習等を項目化した「生活能力調査表」を記入している。子ども一人ひとりの生活状況を分析し振り返ることで次年度の支援計画に反映している。 ・生活は小規模・小舎制で営まれ、担当職員との関係性も密である。夜間には宿直職員を配置することで、安心・安全な生活環境の確保を図っている。		
③ A9 こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。		b
【コメント】		
・指導方針として「自分の生活と心を大切に子ども」「仲間の生活と心を大切に子ども」「主体的に生きる力を持つ子ども」を育てることを掲げ、子どもの主体性を尊重した支援を行っている。 ・グループ内では定期的に茶話会を実施し、日常生活での要望を出し合ったり、日帰り旅行やバーベキュー、グループ夏祭りなどの行事について子どもが中心となって計画・実施している。 ・子どもたちが行事にとどまらず、日常生活のあり方そのものにも主体的に関心を持ち、職員と共に考えていこうとする姿勢を育むことを期待する。 ・幼児や低学年児には「頑張り表」を活用し意欲を引き出す支援を行っており、つまずきや失敗の場面においても、職員が適切に助言しながら温かく見守る関わりを大切にしている。		

	④ A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
【コメント】 ・子どもの発達段階や個々の興味・関心を尊重し、主体的に学びや遊びを選択できるような環境づくりに取り組んでいる。 ・子どもの希望を踏まえた学習ボランティアの受入れや、隣接小学校の校庭開放日に学生ボランティア団体が遊びに参加するなど、学びや遊びの機会の確保に努めている。 ・学習については個室や学習机は整備されているものの、落ち着いて学習に取り組める環境とは言い難い状況も見られ、環境整備の面で更なる工夫や支援が行われることを期待する。 ・園庭や室内には年齢に応じた遊具や読み物等が整備されており、子どもが安心して遊びや活動に取り組める環境が整えられている。また、中学生から要望の多い携帯電話所持については、現状中学3年生以上の児童に支給している。その際、施設の規則を丁寧に説明し、理解を促す対応が行われている。さらに、都度その運用方法を見直すスマホ委員会が職員により構成されている。 ・就学前の子ども（概ね年長児）については、適齢時に近隣のこども園へ通園させるとともに、年中児以下の子どもには保育室運営計画に基づき、専任の職員によって9時から15時まで園内保育を実施し、発達段階に応じた生活と育ちの保障に努めている。 ・ボランティアの受入れはコロナ禍以前の水準には至っていない状況であり、今後はこどもの多様なニーズに応じた外部資源の一層の活用を図るとともに、より充実した学び・遊びの環境づくりを期待する。		
	⑤ A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
【コメント】 ・少人数グループでの生活の中、担当職員が年1回「生活能力調査表」を用いて、社会規範や生活技術の達成度を確認している。 ・調査表は全児童・幼稚園以上・小学3年生以上・中学2年生以上と発達段階に応じた項目が設定され、結果は支援会議で分析し、日常生活上の留意点を整理したうえで次期支援計画に反映している。 ・自治会行事や地域活動、行政手続きの体験、看護師による保健衛生教育等を通じ、実生活に即した社会常識・社会規範の習得を支援している。 ・中学3年生以上の子どもには携帯電話の使用を認めているが、SNSの正しい利用方法や誤用が社会問題につながる事例について学ぶ機会を設けるなど、自立に向けた支援の充実を期待する。		
(2) 食生活		
	① A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
【コメント】 ・食事の時間を大切な生活場面と捉え、職員が子どもが会話を交えながら落ち着いた雰囲気の中で安心して食事ができる環境づくりを行っている。 ・通塾やクラブ活動等で帰園時間が遅くなり、食事時間が遅くなる子どもに対しても、温冷に配慮した適切な状態で食事を提供している。 ・小舎グループの食堂には温蔵庫を設置し、暖かいものは暖かく、また冷たいものは提供直前まで冷蔵庫で保管し、冷たい状態での提供を心掛けている。また、週1回は厨房ではなく小舎グループ内のキッチンで調理し、グループのダイニングで食卓を囲むなど、家庭的な食事体験を大切にしている。 ・食育として一緒に調理やおやつ作りに取り組み、食への関心を育てている。 ・子どもの残食状況や月1回の給食会議、アンケートを通じて子どもたちの嗜好を把握し、献立改善に務めている。		
(3) 衣生活		
	① A13 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
【コメント】 ・衣類は、年齢や性別、季節に応じて適切に準備されており、清潔に保たれている。 ・日常着、通学用、行事用、防寒着等については、成長や体型の変化に応じて随時、交換・購入している。 ・衣類の購入は、衣料購入費として月々支給した中で中学生以上は自ら買い物に行く。幼児・小学生については子どもの好みや意向を尊重したうえで、職員同行のもと選択の機会を設けるなど、発達段階に応じた支援が行われている。 ・洗濯や衣替えを通じて衣類管理や整理整頓に関する生活指導が行われているが、今後は成育歴や発達状況を踏まえ、自己管理能力の向上につながる更なる支援の工夫を期待する。		

(4) 住生活	① A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。	b
【コメント】 ・施設内は整理整頓が行き届いており、破損箇所や修繕についても必要に応じた対応がされている。 ・時代の変化や子どもの生活実態に合わせて施設内の改築が進められ、現在は幼児を除き、1～2人部屋を基本としたグループ養育の環境で生活できる体制が整えられている。 ・シャンプーなどの日用品については個人所有が認められており、自ら購入した物を使用することも可能であるが、施設側で用意した物を使用している子どもも多い。 ・共有スペースについては、居心地の良さや家庭的な雰囲気を大切にした環境づくりが行われている一方、1～2人部屋における個人空間の整理整頓に関する指導は十分とは言えない。成育歴の影響も踏まえながら、自己管理能力の育成につながる具体的な支援プログラムの充実を期待する。		
(5) 健康と安全	① A15 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
【コメント】 ・年2回、嘱託医による健康診断を実施し、健康状態に関する記録を個人ファイルに整理・保管している。 ・特別な配慮を要する子どもについては、心の健康を臨床心理士が、健康・保健衛生面を看護師・栄養士が担い、個別支援計画の策定見直しにも参画している。また、知的な状態の把握や支援については子ども家庭センターと連携し、適切な支援につなげている。 ・服薬が必要な子どもに対しては、看護師・職員が情報を共有し、薬の管理を徹底しており、安全な服薬支援を行っている。 ・施設全体で健康を支える体制づくりが進められている。看護師は職員会議の機会を活用し、職員に向けて健康管理や保健衛生に関する指導を行っている。		
(6) 性に関する教育	① A16 こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
【コメント】 ・生と性への理解を適切に支えるため、職員研修体制の充実を図っている。初任者研修において「生と性に関する基礎的な理解」を位置付けるとともに、中級職員研修では年間6回、「子どもの生と性への理解」をテーマとした研修を計画的に実施しており、職員の共通理解と対応力の向上に努めている。 ・子ども一人ひとりの成長段階や理解度に応じたタイミングを重視し、身体の成長に伴う変化や、男性・女性の違い、多様性への理解、月経や精通など、日常生活を送る上で必要な基礎的知識について丁寧に伝えている。 ・現代社会において性に関する事件が多く発生している状況を踏まえ、性被害・加害を防ぐ視点からも、施設では体系的な知識を学ぶ機会が必要であると認識している。そのため、性に関する内容を整理したカリキュラムを用意し、計画的な学習の機会を設けることで、自分自身を守り、他者を尊重して生きる力を育む取組みを期待する。		
(7) 行動上の問題及び問題状況への対応	① A17 こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
【コメント】 ・暴力行為や不適切行為などの問題行動が発生した際には、子ども同士を速やかに分離し、安全確保を最優先とした対応を行っている。 ・事実確認にあたっては、一方的な聴き取りとならないよう、関係する子どもそれぞれの話を丁寧に聴取している。対応については、通常の支援会議で振り返りと検討を行うとともに、必要に応じて処遇困難事例検討会議を開催し、組織的な対応を図っている。 ・子どもの生活場面を想定した少人数での処遇研修を実施し、職員の実践的な対応力の向上に努めている。また心理士が職員の感情的行動やバーンアウト（燃え尽き症候群）の予防への支援を行っている。 ・子ども家庭センターと連携を図りながら、子ども一人ひとりの状況に応じた支援を行っている。		

	② A18 施設内のこども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
【コメント】		
・施設では少人数支援を基本とし、職員と子どもの距離が近い関係性のもと、問題を早期に把握できる体制を整えている。 ・生活への適応が難しい子どもに対しては、状況に応じて速やかにグループ間で配置換え等を行うなど、安定した生活環境の確保に努めている。 ・生活グループの編成にあたっては、年齢や関係性を重視し、落ち着いて継続的に生活できる編成に配慮している。 ・課題のある子どもについては、子ども家庭センターと連携を図りながら支援を行っている。 ・職員および子どもがCAPワークショップ研修を受講し、性的加害・被害を未然に防止するための予防体制整備を重要な取組として位置づけている。		
(8) 心理的ケア		
	① A19 心理的ケアが必要なこどもに対して心理的な支援を行っている。	a
【コメント】		
・心理士は心理的ケアを必要とするこどもに対し、心理アセスメントやカウンセリングを実施し、担当職員と連携しながら支援を行っている。また行動問題に対する専門的助言や職員へのコンサルテーションを実施するとともに、職員のメンタルヘルス支援や研修にも関与している。 ・心理士は個別支援計画および心理支援計画の作成・見直しに参加し、ケース検討会議において心理的側面からの助言を行うとともに、職員と協働し、子ども家庭センターや医療機関等の関係機関と連携しながら、専門的な心理支援を行っている。		
(9) 学習・進学支援、進路支援等		
	① A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
【コメント】		
・学齢期の子どもには1～2人部屋が整備され、学習机や椅子等が用意されているが、学習環境として有効活用されているとは言い難い状況が伺える。今後は、グループ内での学習時間や学習習慣づくりを意識した声かけや環境設定を行うとともに、担当職員が関わりながら、自室を学習の場として活用できるよう支援の工夫を望む。 ・担当職員を中心に、通学先の学校と密な連絡・相談体制を構築している。特に小学校については施設の向かいに立地している利点を活かした連携が取られている。 ・学校との密な連携や、学習ボランティア・通塾などの取組みを継続しているが、子どもの意欲や主体性を尊重した学習支援の一層の充実を期待する。 ・障がいのある子どもについては、特別支援学校や関係機関との連携を継続し、個々の状況に応じた教育的支援を進めている。		
	② A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
【コメント】		
・退所後の進路については、就職、進学、自立生活等を基本に、職員が資料を提示したりインターネットを活用した情報収集の方法を教えながら丁寧に話し合いを行っている。 ・長年の児童養護施設運営で培った経験やノウハウを生かし、関係機関や学校と連携しながら進路相談や準備を進めている。障がいのある子どもについては、福祉的就労を視野に入れた支援を行っている。 ・退所後も、生活状況や心身の安定、就労・就学の状況を継続的に把握し、必要に応じて助言や関係機関へのつなぎを行うなど、フォローアップ支援を実施している。 ・措置延長の活用や、退所後の生活状況の見守りや金銭管理に関する指導を通じて、子どもの孤立防止と安定した自立生活継続への支援に努めている。		
	③ A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
【コメント】		
・施設では高校生以上の子どもたちにはアルバイトを奨励しており、商業地域に立地していることから、子ども自身が主体的に探し、自転車で通える範囲でアルバイト先を見つけやすい環境にある。 ・高校3年生の子どもには自立に向けたSST(ソーシャル・スキル・トレーニング)プログラムを受講出来るようにしている。 ・アルバイトを通して、働くことへの理解と、社会的ルールや対人関係を学ぶ機会として位置づけ、退所後の継続的な就労につなげている。 ・アルバイトの収入は、自分名義の通帳(アルバイト給料用口座)を作成し、施設で管理をしている。 ・日常生活の中で、金銭管理や買い物、あいさつやマナーなどを体験的に学ぶ機会を設け、自立生活を見据え、生活力の育成に取り組んでいる。		

(1 0) 施設と家族との信頼関係づくり		
	① A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
【コメント】		
・子どもに見合った家族再統合を目指し、常に子どもの最善の利益を最優先とした支援を基本方針としている。 ・自らの生い立ちや家族関係を子ども自身が整理できるように、職員は日常の関わりの中で子どもの気持ちを丁寧に受け止め、継続的に寄り添っている。 ・家族との交流の可否や頻度については子ども家庭センターと連携し、年齢や心情・安全性を重視した無理のない調整を行っている。 ・外泊・外出後の状態を丁寧に見守り、心身の安定に配慮した支援を行っている。 ・施設は行事案内等を通じて家族との関係維持に努めているが、今後は家庭支援体制の強化を期待する。		
(1 1) 親子関係の再構築支援		
	① A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
【コメント】		
・現在は担当職員やリーダーが家庭支援を担っており、大きな負担となっている状況が見られる。親子関係再構築に関する支援をより丁寧かつ継続的に行う観点から、家族支援を専任とする職員が関わり、子どもや保護者それぞれの思いを整理しながら、関係機関と連携し支援の継続性のさらなる向上に期待する。		